

2024 年度 A 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民法 民事訴訟法

問題冊子（問題のみで4枚）

注意事項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 YとAとは、平成3年ころから内縁関係にあり、楽器指導盤の製造販売業を共同で営んでいた。
- 2 本件不動産（土地三筆および地上建物三棟）は、共同事業の収益によって順次取得しあるいは建築したものであるが、登記簿上はA名義になっている。
- 3 YおよびAは、本件不動産を自宅および上記事業のための作業場として共同で占有使用していた。
- 4 Aは令和4年に死亡し、本件不動産に関するAの権利は、Aの子であるXが相続により取得した。
- 5 Yは、Aの死亡後、共同で営んでいた楽器指導盤の製造販売業を継続し、本件不動産を自宅および上記事業のための作業場として単独で占有使用していた。
- 6 その後、YとXとの間で、本件不動産の所有権の帰属をめぐる訴訟が係属し、Xは本件不動産がAの単独所有であったと主張し、YはAとの共有であったと主張して争っていたところ、この訴訟において、本件不動産はYとAとの共有財産であったことが認定され、Yがその2分の1の持分を有することを確認する判決が確定した。
- 7 そこで、Xは、Yに対して、Yが本件不動産を単独で使用するにより、Yはその賃料相当額の2分の1を利得しているとして、その返還を求める訴えを提起した（以下「本件請求」という。）。

〔設問1〕 Xによる本件請求は、いったいどのような法的主張、法律構成に基づいておこなわれているものと考えられるだろうか。

〔設問2〕 Xの以上のような主張に対して、Yとしては、どのような反論を展開して対抗していくことが考えられるだろうか。

〔設問3〕 もしかかりに、Aの子XがAの生前からYとともに楽器指導盤の製造販売業を手伝い、Aの死亡後においてはAの後継者と目されて共同事業に従事していたような場

合だったとしたら、Xの以上の言い分、Yの以上の言い分のいずれが認められるだろうか。

第2問（民法）

次の〔**事実関係**〕を読んで、以下の〔**設問1**〕～〔**設問2**〕に答えなさい。

〔**事実関係**〕

1. AはBに対し、自己が所有する甲土地を1000万円で売却し、同土地につきBに引渡しを完了したが、登記名義の移転は未了であった。
2. Bは甲土地をさらにCに売却した。
3. CはBに対して、甲土地についての登記につき、まずBに移転したうえで、さらにC宛に移転することを求めたが、Bは対応しようとしない。

〔**設問1**〕 この場合、CはAに対し、甲土地につきBあてに所有権移転登記をするよう求めることができるか。また仮にBが甲土地の代金をAに対して未払いである事情がある場合はどうか。

〔**設問2**〕 この場合、CはAに対し、甲土地につき直接Cに登記を移転するよう請求することができるか。

第3問（民事訴訟法）

XはYを被告として、両者間の交通事故による不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認請求訴訟（以下「Xの訴え」という。）を提起し、Xの訴えは裁判所に係属している。

Yは、Xの訴えにおいて不存在確認を求められている損害賠償債務について、その履行を求める損害賠償請求訴訟をXの訴えに対する反訴として提起した（以下、この訴訟を「Yの反訴」という。）。

Xは、Yの反訴は重複訴訟の禁止に触れると主張したが、Yは、Yの訴えによりXの訴えこそ不適法になったと主張している。

裁判所はXの主張及びYの主張についてどう判断すべきか。